

傍 聴 要 領

愛媛県大規模小売店舗立地審議会

1 会議における受付

会議の傍聴の許可を受けた方は、令和8年12月1日（火）13時30分までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始時刻 13時15分）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明し、又は威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場において、事務局から提供されたもの以外の飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の運営の妨げとなる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

会議を傍聴する方は、事務局の職員の指示に従ってください。